

平成22年3月29日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

グループ法人税制の創設

資産の譲渡損益の一時繰り延べ

前々回のFAX情報NO.450で平成22年度税制改正案をお伝えしました。税制改正法案が成立したのを受け、今回は法人税制改正の一つである“グループ法人税制”について詳しくお伝えします。

I 適用対象法人

- ① 一の法人又は一つの同族株主グループに直接又は間接的に100%の株式等を保有されている子会社同士、又は子会社と親会社。
- ② 適用対象法人に該当する法人は規模に関係なく、選択ではなく全てに適用されます。海外子会社は国内法人に100%所有されていても適用除外になります。

II グループ内法人間の資産の譲渡取引等

- ① グループ内法人間で資産の移転があった場合、その時点では資産の譲渡損益に対する課税は行わない。
- ② グループの外に資産が移転した時に、その移転を行った法人に対して譲渡損益の課税が行われる。
- ③ 資産の移転には、譲渡のほか交換や贈与、現物出資などが含まれます。
- ④ 対象となる資産は、固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産等です。
(売買目的有価証券と譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外)

III グループ内法人間の寄付金

グループ内法人間で寄付金に当たる支出があった場合には、支出した法人についてはその全額が損金不算入とされ、寄付金を受けた法人については全額が益金不算入となります。グループ内法人間での金銭の無利息貸付などの寄付金とみなされる利益の供与についても、貸付け法人に対する寄付金の認定は無いこととなります。

IV グループ内法人への中小企業特例措置の適用

資本金等が5億円以上の法人の100%子会社に該当する場合には、たとえ資本金等が1億円以下であっても下記の特例は適用できません。

- ① 中小企業の軽減税率
- ② 特定同族会社の留保金課税の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率による繰入
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

V 適用時期

上記IVの改正については、平成22年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。それ以外のものについては、平成22年10月1日以後の取引から適用されます。

★固定資産等で高額な譲渡益、譲渡損を計上したい場合9月30日迄が目安になります。